

参考資料3

消防庁 国民保護・防災部 防災課防災情報室



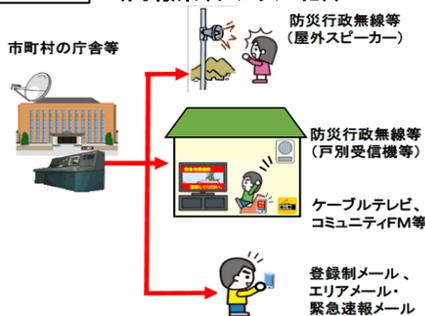
(参考)防災行政無線等に係る財政措置

対象事業

- 防災行政無線の機能強化を伴う更新等
 - ①防災行政無線のデジタル化
アナログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合
 - ②戸別受信機の設置
同報系の親局等を整備する場合に、屋外スピーカー等と一体として「戸別受信機」を整備する場合
 - ③代替整備
同報系の「代替」として整備するFM放送、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、280MHz帯電気通信業務用ペー
ジャー、地上デジタル放送波を活用した同報系システムを整備する場合
 - ④機能強化
既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、住民への防災情報の確実な伝達のための「機能強化」(音達を改善・視覚効果付き・停電対策を実施した屋外スピーカー等)を図る場合

【事業イメージ】

(同報系(デジタル化))



〈機能強化の例〉

〈音達を改良した
高性能スピーカーへの更新〉



〈視覚効果付きスピーカーへの更新〉



〈屋外スピーカーの停電対策〉



財政措置(地方債、特別交付税)

※対象事業についての詳細は、「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

〈①、②(同報系と一体整備)、③、④の事業〉

○ 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

充当率 100%



○ 防災対策事業債

充当率 75%



〈非適債事業(②戸別受信機、③代替整備の事業)〉

○ 特別交付税【令和7年度までの時限措置】

一般財源



※特別交付税措置は貸与する場合に限る(譲渡は対象外)。有償貸与により配備する場合は、住民負担分を除いた市町村の負担経費が対象